

A background image showing a close-up of two hands shaking in a firm grip, symbolizing a business agreement or partnership. The hands are wearing white dress shirts and dark pinstriped suits. The background is blurred, showing other people in business attire.

事業者支援

工場等の新設・増設・設備投資を行う
事業者の方へ

奨励金交付のご案内

愛知県高浜市
高浜市商工会

高浜市は、
製造業を営む事業者の
ネクスト・ビジョンを
支援します。



高浜市では、ネクスト・ビジョンに向かう事業者と産業経済を活性化させるため、
企業誘致の促進、設備などの充実、雇用機会の拡大を目的とした
「高浜市企業誘致等に関する条例」を制定し、
市内の指定地域内で工場等の新設、増設又は設備投資を行う
※1 ※2
事業者の方に対し奨励金を交付します。

- ※1 指定地域内とは、準工業地域、工業地域、工業専用地域および関係法令に基づいた許可等を得た市街化調整区域。
- ※2 工場等とは、製造業（日本標準産業分類に規定する製造業の事業）に係る施設およびその研究開発の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設。



奨励措置の種類

工場等の新設又は増設を行う場合

① 工場等新設促進奨励措置

② 工場等増設促進奨励措置

工場等新設促進奨励措置又は工場等増設促進奨励措置の対象となった場合、以下の奨励措置を受けることができます。

③ 雨水活用施設促進奨励措置

④ 透水性舗装等促進奨励措置

⑤ 新エネルギー施設等促進奨励措置

⑥ 雇用促進奨励措置

⑦ 障害者等雇用促進奨励措置

⑧ 事業所内託児所促進奨励措置

工場等の設備投資を行う場合

⑨ 償却資産増資促進奨励措置

奨励措置の要件及び金額

※受けようとする奨励措置の要件をすべて満たしていることが必要です。

工場等の新設を行う場合

① 工場等新設促進奨励措置	
要 件	金 額
① 指定地域内において工場等を新設すること。 ② 面積が 3,000 ㎡以上（中小企業者は 1,000 ㎡以上、小規模企業者は 500 ㎡以上）の土地に工場等を新設すること。 ③ 投下固定資産総額が 3 億円以上（中小企業者は 1 億円以上、小規模企業者は 5,000 万円以上）であること。 ④ 新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。	新設した工場等が操業を開始した日以後、3 年間に おける工場等の新設に係る工事に着手する日 前 3 年以内に取得した土地（当該土地が奨励措置 の対象となっている場合は除く。）及び工場等の 新設に係る家屋に係る各年度の固定資産税及び 都市計画税に相当する額。 （限度額：各年度分 1 億円） ※土地は、工場等の新設に係る工事に着手する日 前 3 年以内に取得したもの。 家屋は、新たに建築したもの。

工場等の増設を行う場合

② 工場等増設促進奨励措置	
要 件	金 額
① 指定地域内において工場等を増設すること。 ② 投下固定資産総額が 3 億円以上（中小企業者は 1 億円以上、小規模企業者は 5,000 万円以上）であること。 ③ 増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。 ※工場等の拡充の場合は、増築後の延床面積が増築前に比べ 5 分の 1 以上増加すること。 工場等の全部を建て替える場合は、建替え後の工場等の固定資産税 評価額が増加すること。	増設した工場等が操業を開始した日以後、3 年間に おける工場等の増設に係る工事に着手する日 前 3 年以内に取得した土地（当該土地が奨励措置 の対象となっている場合は除く。）及び工場等の 増設に係る家屋に係る各年度の固定資産税及び 都市計画税に相当する額。 （限度額：各年度分 1 億円） ※土地は、工場等の増設に係る工事に着手する日 前 3 年以内に取得したもの。 家屋は、新たに建築したもの。

工場等の設備投資を行う場合

⑨ 償却資産増資促進奨励措置（1 事業者 1 度限り）	
要 件	金 額
① 1 月 2 日から翌年 1 月 1 日までの間に新たに 3 億円以上（中小企 業者は 1 億円以上、小規模企業者は 5,000 万円以上）の指定地域 内の工場等に係る償却資産を取得すること。 ② 償却資産を取得した日において指定地域内で継続して 3 年以上 事業を行っていること。	償却資産を増資した部分に係る固定資産税に相 当する額に 2 分の 1 を乗じた額に相当する額。 （限度額：200 万円）

用語の定義

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) <u>指定地域内</u> | 準工業地域、工業地域、工業専用地域および関係法令に基づいた許可等を得た市街化調整区域。 |
| (2) <u>工場等</u> | 製造業（日本標準産業分類に規定する製造業の事業）に係る施設およびその研究開発の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設。 |
| (3) <u>事業者</u> | 営利を目的として、工場等において継続的に事業を営む法人又は個人。 |
| (4) <u>新 設</u> | 指定地域内に工場等を有しない事業者が、指定地域内に新たに工場等を建築すること。 |
| (5) <u>増 設</u> | 指定地域内に工場等を有する事業者が、既存の工場等を拡充・工場等の全部を建て替え・指定地域内の他の場所に工場等を建設すること。 |
| (6) <u>投下固定資産
総 額</u> | 事業者が工場等の新設又は増設に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産を取得した費用の合計額。 |
| (7) <u>中小企業者</u> | 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（次の小規模企業者を除く。）。 |
| (8) <u>小規模企業者</u> | 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者。 |

※①または②の奨励措置を受ける事業者は、③から⑧までの奨励措置を受けることができます。

③ 雨水活用施設促進奨励措置	
要 件	金 額
① 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の前日までに、雨水を貯水し、及び配水する施設として、100 トン以上の貯水能力を有する施設を設置していること。	整備に要した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の4分の1に相当する額。 （限度額：500 万円）
② 高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則に基づく補助を受けていないこと。	

④ 透水性舗装等促進奨励措置	
要 件	金 額
① 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の前日までに、雨水を浸透する設備等として、透水性舗装・浸透ます・浸透管・浸透槽・浸透側溝・本市内の事業所において廃かわら材を使用して生産されたあいくる材を用いた路床等の設備等を設置していること。	整備に要した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1に相当する額。 （限度額：200 万円）
② 高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則に基づく補助を受けていないこと。	

⑤ 新エネルギー施設等促進奨励措置	
要 件	金 額
① 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の前日までに、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギー利用等のための施設等として、国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する施設等として補助を受けた施設等を設置していること。	整備に要した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の4分の1に相当する額。 （限度額：500 万円）

※新エネルギーとは、太陽光発電・風力発電・太陽熱利用施設等をいいます。

⑥ 雇用促進奨励措置	
要 件	金 額
① 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の1年前の日から起算して2年間に、新たに雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。）として5人以上（中小企業者は3人以上、小規模企業者は1人以上）の市民の雇用を開始していること。	要件を満たした従業員の数に20万円を乗じて得た額。 （限度額：200 万円）
② 上記の雇用を開始した従業員を継続して1年以上雇用していること。	

⑦ 障害者等雇用促進奨励措置	
要 件	金 額
① 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の1年前の日から起算して2年間に、新たに雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。）として障害者等の雇用を開始していること。	要件を満たした障害者等の数に30万円を乗じて得た額。 （限度額：300 万円）
② 上記の雇用を開始した障害者等を継続して1年以上雇用していること。	

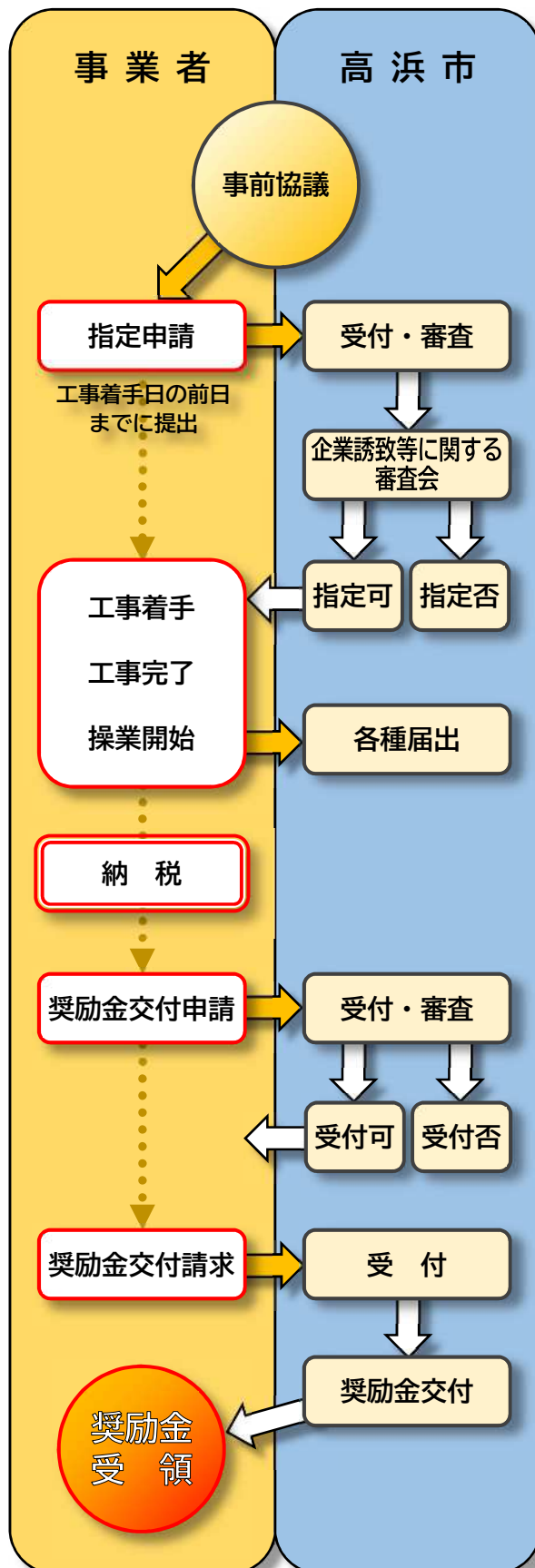
※障害者等とは、障害者（市民に限る。）及びジョブコーチをいいます。

⑧ 事業所内託児所促進奨励措置	
要 件	金 額
① 新設又は増設した工場等が操業を開始した日から3年以内に、必要な構造等を有する事業所内託児所を工場等の敷地内に設置又は増築すること。	整備に要した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1に相当する額。 （限度額：300 万円）

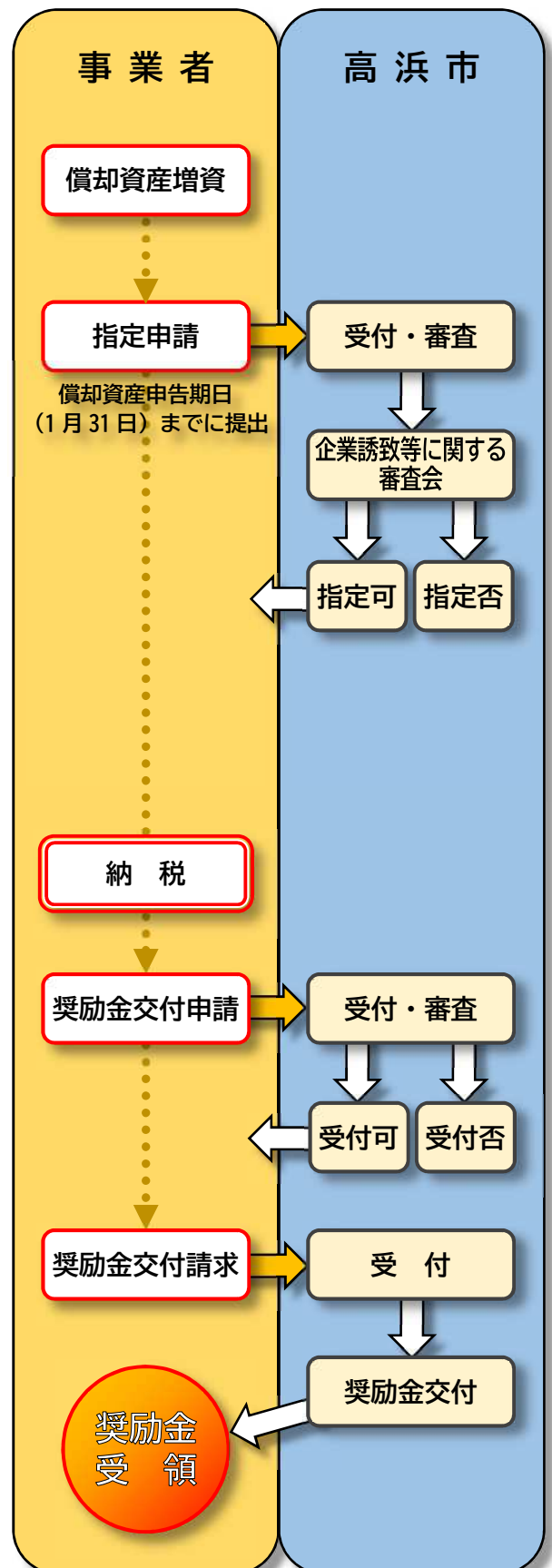
※必要な構造等は、「高浜市企業誘致等に関する条例施行規則」をご覧ください。

奨励金交付までの主な流れ

工場等新設促進奨励金 工場等増設促進奨励金



償却資産増資促進奨励金



※2年目以降は、**納税** 以下の手続きが必要となります。

雨水活用施設、透水性舗装等、新エネルギー施設等、雇用、障害者等雇用、事業所内託児所促進奨励金の交付時期

奨励金の種類	交付時期
雨水活用施設促進奨励金 透水性舗装等促進奨励金 新エネルギー施設等促進奨励金	工場等新設促進奨励金又は工場等増設促進奨励金が交付される最初の年度に交付
雇用促進奨励金 障害者等雇用促進奨励金	新設又は増設した工場等が操業を開始した日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付
事業所内託児所促進奨励金	設置又は増築した事業所内託児所が最初に課税された年度の翌年度に交付

対象区分

工場等新設促進奨励措置の面積要件、投下固定資産総額、奨励金

区 分	ケース	面積要件	投下固定資産総額	奨励金
土 地	工事着手日の前3年より前に取得	○	×	×
	工事着手日の前3年以内に取得	○	○	○
	工事着手日の後に取得	×	×	×
	賃貸借（リース）	○	×	×
家 屋	過去に他社等が建築した家屋を取得し、そのままの形態で使用する場合	—	×	×
	工事着手日の後に建築し取得	—	○	○
償却資産	新設に伴い取得	—	○	—

工場等増設促進奨励措置の投下固定資産総額、奨励金

区 分	ケース	投下固定資産総額	奨励金
土 地	工事着手日の前3年より前に取得	×	×
	工事着手日の前3年以内に取得	○	○
	工事着手日の後に取得	×	×
	賃貸借（リース）	×	×
家 屋	過去に他社等が建築した家屋を取得し、そのままの形態で使用する場合	×	×
	工事着手日の後に建築し取得 ①拡充の場合：増築後の延床面積が増築前に比べ5分の1以上増加すること ②全部を建て替える場合：建て替え後の固定資産税評価額が増加すること ③他の場所に建築する場合	○	○
償却資産	増設に伴い取得	○	—

高浜市役所 都市政策部 都市計画グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

[TEL] 0566-95-9532 [FAX] 0566-52-1110

[URL] <https://www.city.takahama.lg.jp/>

[E-mail] tokei@city.takahama.lg.jp

高浜市商工会

〒444-1333 愛知県高浜市沢渡町四丁目6番地2

[TEL] 0566-53-1827 [FAX] 0566-53-5661

[URL] <https://www.takahama-shokokai.com/>

[E-mail] takahamaskk@katch.ne.jp